

# 損害賠償請求、不当利得返還請求

---

特許法

弁護士 尾関孝彰

2025年12月22日改訂

## ■ 損害賠償請求

- 特許権者は、侵害者に対し、不法行為に基づく損害賠償請求（民法709条）をすることができる。
- 侵害者の過失は推定される（103条）。実務上、過失推定が覆されることはない。
- 損害額は102条で推定される。102条により、損害額と相当因果関係の立証の困難が解消される。ただし、1号、2号の推定は部分的に覆されることがある。
  - 102条1項1号：特許権者の競合品（市場で侵害品と競合する製品）の逸失利益を損害額と推定する規定。
  - 102条2項：侵害行為による侵害者の利益を損害額と推定する規定。
  - 102条3項：実施料（ライセンス料）相当額（例えば、被告製品の売上高の2%）を損害額と推定する規定。

# 損害賠償請求

- 損害賠償請求の主体
- 特許権者が請求適格を有することは68条及び102条より明らかである。
- 専用実施権者が請求適格を有することも77条2項及び102条より明らかである。
- 独占的通常実施権者も、特許法の条文上の根拠はないものの、独占的に特許発明を実施できる法的地位が民法709条の「法律上保護される利益」に該当することを根拠に、基本的に請求適格が認められると考えられている。完全独占的通常実施権者（特許権者による自己実施が禁止されており、かつ独占的通常実施権者以外のライセンシーが一切存在しない場合の独占的通常実施権者）が損害賠償請求権を有するのは通説・判例である。
- ただし、独占的通常実施権設定契約書（独占的ライセンス契約書）が存在さえすれば一律に独占的通常実施権者による損害賠償請求が認められるわけではないと考える。独占的通常実施権者が特許独占の利益を得るための活動をしていなかった場合には、独占的通常実施権者による損害賠償請求は否定されるべきと考える。

68条 「特許権者は、業として特許発明の実施をする権利を専有する。ただし、その特許権について専用実施権を設定したときは、専用実施権者がその特許発明の実施をする権利を専有する範囲については、この限りでない。」

77条2項 「専用実施権者は、設定行為で定めた範囲内において、業としてその特許発明の実施をする権利を専有する。」

102条 「特許権者又は専用実施権者が・・・その侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において・・・」

民法709条 「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。」

# 不当利得返還請求

- 不当利得返還請求
- 不法行為に基づく損害賠償請求権が時効消滅した部分について、実施料相当額（102条3項の損賠額）を不当利得として返還請求できる。
- 「知ったときから5年間」（民法166条1項1号）の消滅時効期間が定められておらず、特許侵害を認識していた場合でも消滅時効期間が10年間である旧民法の下では大きな意味があった。
- 現行民法下では、不当利得返還請求には、実施料相当額の損害賠償請求について2年間消滅時効の完成を遅らせる機能しかない。

## 民法724条

「不法行為による損害賠償の請求権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。  
一 被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から三年間行使しないとき。…」

## 民法166条1項

「債権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。  
一 債権者が権利を行使することができることを知った時から五年間行使しないとき。…  
二 権利を行使することができる時から十年間行使しないとき。」

# 一部請求

- 特許侵害訴訟の実務では、印紙代を節約するために差止請求が省略されることはあっても、損害賠償請求はほぼ確実になされる。
- 訴訟提起時点では、損害額はわからず、そもそも侵害判断されるか否かもわからないので、通常、明示的一部請求がなされる。
- 地方裁判所は、特許抵触の有無及び特許有効性についての判断をした時点で当事者に当該判断を開示（「心証開示」と呼ばれている）する。心証開示が侵害（特許抵触かつ特許有効）であれば、損害額算定の審理に進む。原告は、損害額が明らかになった時点で、その額に請求の趣旨を拡張する（拡張部分の印紙代を納付する）。

# 継続催告

- 一部請求された場合、請求の趣旨における請求金額が損害全額の一部に過ぎないことが明示されていても、訴訟提起の時効中断効（現行民法147条1項1号）は残部には及ばない。
- しかしながら、訴訟の係属中、残部について継続した催告（現行民法150条1項）がなされている状態が続いていると考えられ、訴訟終了から6か月以内に時効中断措置をとれば消滅時効は完成しない（最高裁平成25年6月6日判決）。
- 催告による6か月間の時効完成猶予期間中になされた再度の催告に時効完成猶予効はない（現行民法150条2項）。そのため、原告が、訴訟提起に先立つ6か月の期間内に、被告に対して訴訟外で損害全部の賠償を要求していた場合には、一部請求の残部についての時効完成猶予効は生じない。
- ◆ 訴訟外での事前要求から6か月超経った時点での訴訟提起であれば残部についての時効完成猶予効が復活するのか？ → 最高裁平成25年6月6日判決及び現行民法の条文によると復活すると思われる。

## 民法150条

「催告があったときは、その時から六箇月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。

2 催告によって時効の完成が猶予されている間にされた再度の催告は、前項の規定による時効の完成猶予の効力を有しない。」

## 102条（5項は省略）

「特許権者又は専用実施権者が故意又は過失により自己の特許権又は専用実施権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為を組成した物を譲渡したときは、次の各号に掲げる額の合計額を、特許権者又は専用実施権者が受けた損害の額とすることができる。

一 特許権者又は専用実施権者がその侵害の行為がなければ販売することができた物の単位数あたりの利益の額に、自己の特許権又は専用実施権を侵害した者が譲渡した物の数量（次号において「譲渡数量」という。）のうち当該特許権者又は専用実施権者の実施の能力に応じた数量（同号において「実施相応数量」という。）を超えない部分（その全部又は一部に相当する数量を当該特許権者又は専用実施権者が販売することができないとする事情があるときは、当該事情に相当する数量（同号において「特定数量」という。）を控除した数量）を乗じて得た額

二 譲渡数量のうち実施相応数量を超える数量又は特定数量がある場合（特許権者又は専用実施権者が、当該特許権者の特許権についての専用実施権の設定若しくは通常実施権の許諾又は当該専用実施権者の専用実施権についての通常実施権の許諾をし得たと認められない場合を除く。）におけるこれらの数量に応じた当該特許権又は専用実施権に係る特許発明の実施に対し受けるべき金銭の額に相当する額

2 特許権者又は専用実施権者が故意又は過失により自己の特許権又は専用実施権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為により利益を受けているときは、その利益の額は、特許権者又は専用実施権者が受けた損害の額と推定する。

3 特許権者又は専用実施権者は、故意又は過失により自己の特許権又は専用実施権を侵害した者に対し、その特許発明の実施に対し受けるべき金銭の額に相当する額の金銭を、自己が受けた損害の額としてその賠償を請求することができる。

4 裁判所は、第一項第二号及び前項に規定する特許発明の実施に対し受けるべき金銭の額に相当する額を認定するに当たっては、特許権者又は専用実施権者が、自己の特許権又は専用実施権に係る特許発明の実施の対価について、当該特許権又は専用実施権の侵害があつたことを前提として当該特許権又は専用実施権を侵害した者との間で合意をすることを前提としたならば、当該特許権者又は専用実施権者が得ることとなるその対価を考慮することができる。」

# 102条1項1号（特許権者製品の逸失利益を損害額と推定する規定）

- ◆ 「その侵害の行為がなければ販売することができた物」は、特許発明実施品である必要があるか？
- 「その侵害の行為がなければ販売することができた物」は、特許発明実施品である必要はない。また、特許発明と同様の作用効果を有する必要もない。市場で被告製品と競合する製品であればよい（代替可能基準）と考えられている（知財高裁令和2年2月28日判決＜美容器事件＞）。
- 「利益」は、販売価格から変動費（製品をもう一個追加して製造するのに直接的に必要な経費。Ex. 材料費、各製品の輸送費。）を引いた限界利益を意味する。追加製造せずとも発生していた固定費（ex. 製造設備を導入するための費用、人件費、宣伝広告費、一般管理費）は、限界利益を算出する上での経費には含まれない（美容器事件知財高裁判決）。
- 「実施相応数量」は、特許権者の潜在的な生産能力を意味する。特許権者が保有する現存製造設備の生産能力に限定されない。下請け業者に製造委託すれば達成できたであろう生産数も「実施相応数量」に含まれる。
- 「その全部又は一部に相当する数量を当該特許権者又は専用実施権者が販売することができないとする事情」（推定覆滅事由）としては、被告製品と原告製品とでは需要者層が異なること（市場の相違）、市場における第三者の競合品（市場で侵害品と競合する製品）の存在、被告のブランド力・営業努力、被告製品の優れた品質・特徴（美容器事件知財高裁判決）、及び間接侵害の事例において間接侵害品を直接侵害に用いているのはユーザの一部に過ぎないこと（知財高判令和4年8月8日判決＜ラダー回路表示装置事件＞）が考えられる。

## 102条1項1号（特許権者製品の逸失利益を損害額と推定する規定）

- 特許発明が原告製品（特許発明実施品）の一部にしか貢献していない場合（ex. ゴルフクラブにおいて特許発明はヘッド部分（全体の50%）のみに関連し、シャフト部分（全体の50%）には無関係である場合）には、原告製品（ゴルフクラブ）の限界利益の全てを特許権者の逸失利益と認めるのは妥当でない。そこで、被告は、非貢献部分（シャフト部分=50%）については推定が覆滅されると主張することができる（美容器事件知財高裁判決）。
- 美容器事件知財高裁判決では、特許発明が原告製品の一部にしか貢献していないことは、102条1項括弧書きの「販売することができないとする事情」とは別の推定覆滅事由と位置付けられている。
- ◆ 美容器事件では、原告製品は特許発明実施品であった。原告製品が特許発明実施品ではない競合品である場合には、代わりに、被告製品において特許発明が貢献している部分の割合を評価するのか？

# 102条2項（侵害行為による侵害者の利益を損害額と推定）・3項（実施料相当額）

- 2項（侵害行為による利益を基準にした推定）
- 特許権者が自ら特許発明を実施していることは102条2項適用の要件ではない。特許権者に、侵害者による特許権侵害行為がなかったならば利益が得られたであろうという事情が存在する場合には、102条2項の適用が認められると解すべきである（知財高裁令和元年6月7日判決＜二酸化炭素含有粘性組成物事件＞、知財高裁平成25年2月1日判決＜ごみ貯蔵機器事件＞）。
- 特許権者が、特許発明実施品を販売していないものの、被告製品（侵害品）と市場で競合する製品を販売していたことは、「侵害者による特許権侵害行為がなかったならば利益が得られたであろうという事情」に該当する。すなわち、この場合、102条2項が適用される（知財高裁令和4年10月20日判決＜椅子式マッサージ機事件＞）。
- 「利益」は、1項におけると同様に、限界利益（販売価格－変動費）を意味する（二酸化炭素含有粘性組成物事件知財高裁判決）。
- 102条1項括弧書きの「販売することができないとする事情」は、102条2項の推定覆滅事由でもある（二酸化炭素含有粘性組成物事件知財高裁判決）。
- 特許発明が被告製品の一部にしか貢献していないことも102条2項の推定覆滅事由になり得る（二酸化炭素含有粘性組成物事件知財高裁判決）。
- 3項（実施料相当額の損害）
- 実施料相当額（「特許発明の実施に対し受けるべき金銭の額に相当する額」）＝被告製品（侵害品）の売上高×ライセンス料率（実施料率）、の算定がなされる（二酸化炭素含有粘性組成物事件知財高裁判決）。
- 訴訟で認定されるライセンス料率（実施料率）は、特許抵触かつ特許有効を前提としたライセンス料率であるため、通常のライセンス料率（通常のライセンスは、ライセンシーの製品が特許に抵触するか否か、及び特許が有効であるか無効であるかについて不確定な状況でなされる）より高い（102条4項）。

# 102条2項（侵害行為による侵害者の利益を損害額と推定）・3項（実施料相当額）

- ◆ 102条2項が適用されたものの被告の利益の一部について推定覆滅が認められた場合、推定覆滅された部分について102条3項が適用されるか？
- 102条2項における推定覆滅事由にも、102条1項におけると同じく、①被告製品の販売数量が特許権者の**実施相応能力（特許権者の生産／販売能力）**を超えるという事情と、②その他の事情とがある。
- ①の事情（実施相応能力超過）で推定覆滅される場合には、推定覆滅された部分について102条3項が適用される。
- ②の事情（その他の事情）で推定覆滅される場合に、推定覆滅された部分について102条3項が適用されか否かは個別判断される。例えば、特許発明が被告製品の一部にしか貢献していなかったことを理由に推定覆滅される場合は、推定覆滅された部分について特許権者がライセンスで収益を得ることはあり得なかったのであるから、102条3項は適用されない。
- 上記は、102条1項2号の実施料相当額の損害が認められるか否か（102条1項2号但書「**特許権者又は専用実施権者が、当該特許権者の特許権についての専用実施権の設定若しくは通常実施権の許諾又は当該専用実施権者の専用実施権についての通常実施権の許諾をし得たと認められない場合**」に該当するか否か）にも当て嵌まる。

※ 知財高裁令和4年10月20日判決＜椅子式マッサージ機事件＞を参照。

# 損害額の推定（102条）全般、被告製品又は原告製品が完成品の部品である場合

- 102条1～3項の主張の選択
- 原告は、1項損害額、2項損害額及び3項損害額のすべてを同時に主張することができる。算定の結果最も高い損害額が判決主文における支払命令額になる。
- ◆ 被告製品が間接侵害品（完成品の部品）で、原告製品が完成品（特許発明実施品）である場合であって、特許発明が完成品の発明であるとき、102条1項／2項が適用されるか？
- 被告製品は、それを備える完成品を介して間接的に、完成品市場で原告製品（完成品）と競合していると評価し得る。その場合、102条1項・2項が適用されると考える。ただし、102条1項について、原告製品（完成品）のうち、間接侵害品相当部分のみが「侵害の行為がなければ販売することができた物」に該当する（知財高判令和4年8月8日判決<ラダー回路表示装置事件>）。
- 原告製品が部品で、被告製品が原告製品（部品）と競合する部品を備える完成品である場合であって、特許発明が完成品の発明であるときも、上記と同様に考えることができる。すなわち、102条1項／2項が適用されるものの、102条2項について、被告製品（完成品）のうち当該部品に該当しない部分の割合が推定覆滅事由になると考える。

## 損害額の推定（102条）～独占的通常実施権者について

- ◆ 競合品販売者である独占的通常実施権者が損害賠償請求をした場合に、102条1項/2項が適用されるか？
- 独占的通常実施権は、特許発明を独占的に実施して利益を上げることができる点で専用実施権と共通する。したがって、競合品販売者である専用実施権者に102条1項/2項が適用されるのと同様に、競合品販売者である独占的通常実施権者にも102条1項/2項が類推適用されると考えられる（102条1項及び2項について知財高裁平成26年3月26日判決＜発酵処理法事件＞及びその原判決、102条2項に相当する意匠法39条2項について東京地裁平成23年12月27日判決＜蒸気モップ事件＞）。
- ◆ 独占的通常実施権者は、102条3項の損害（実施料相当額の損害）の賠償を請求することができるのか？
- 独占的通常実施権者がサブライセンス権（他の者に再ライセンスする権限）を有していなかった場合においても、独占的通常実施権者固有の市場独占の利益が侵害されている以上、実施料相当額の損害が発生したとみなすのは合理的であり、102条3項が類推適用されると考える。

## 損害額の推定（102条）～独占的通常実施権者について

- ◆ 独占的通常実施権者が102条1項/2項の損害の賠償を請求した場合において、特許権者（自らは競合品を販売していない）が、別途、102条3項の損害の賠償請求をすることができるか？
- 特許権者も、別途、102条3項の損害の賠償請求をすることができると思う。ただし、被告（侵害者）が損害賠償金を、特許権者と独占的通常実施権者のそれぞれに、二重払いしなければならないのは不当である。そのため、重複部分については、不真正連帯債権になると考える（発酵処理法事件東京地裁判決（発酵処理法事件知財高裁判決の原判決）、蒸気モップ事件東京地裁判決）。
- ※ 発酵処理法事件東京地裁判決でも蒸気モップ事件東京地裁判決でも、102条1項/2項・意匠法39条2項の推定は全く覆滅されなかった。
  
- ◆ 特許権者が独占的通常実施権者の承諾を得て他の者に特許をライセンスしていた場合、あるいは特許権者が特許発明を自己実施していた場合にも、なお、独占的通常実施権者による損害賠償請求が認められ、102条1項/2項が類推適用されるのか？
- 独占的通常実施権者の特許独占権限が実質的に維持されていた場合、すなわち、独占的通常実施権者が他のライセンサー/特許権者による特許発明実施品の販売をコントロールしていた場合、又は他のライセンサー/特許権者による特許発明実施品の販売量が無視できる程限定的であった場合には、損害賠償の請求適格が認められると考える。
- 専用実施権の場合でも完全独占ではない場合はあり得る。102条1項/2項は、その場合でも、専用実施権者を適用主体から排除していない。そうすると、独占的通常実施権者以外のライセンサーが存在する場合又は特許権者の自己実施が認められていた場合であっても、独占的通常実施権者への102条1項/2項の類推適用は排除されないと考える（発酵処理法事件東京地裁判決）。

# 知財高裁平成25年1月1日特別部判決<ごみ貯蔵機器事件>～特許権者であって外国でのみ特許発明実施品を製造・販売している者のみが特許権を行使した場合における102条2項の適用

## 【事案】

原告・特許権者  
サンジェニック・インターナショナル

- 英国で特許発明実施品を製造・日本に輸出していた。
- 日本では直接的には特許発明を実施していなかった。

→  
**独占的販売契約**  
※ 本判決においてその詳細条件は明らかにされていない。  
※ ライセンス料支払義務の有無も不明。

訴外  
コンビ株式会社

- 日本に原告の特許発明実施品を輸入・日本国内で販売していた。
- 日本における独占的販売代理店であった。
- 原告との資本関係はない。

原告製品（特許発明実施品）と被告製品（侵害品）は市場で競合していた。

被告  
アプリカ

◆ 争点  
原告は被告製品（侵害品）と市場競合する製品を日本では販売していない。それにも拘わらず、原告のみによる権利行使に102条2項が適用されるか？

# 知財高裁平成25年2月1日特別部判決〈ごみ貯蔵機器事件〉

## 【裁判所の判断】

- 特許権者が自ら本件特許発明を実施していることは102条2項適用の要件ではない。特許権者に、侵害者による特許権侵害行為がなかったならば利益が得られたであろうという事情が存在する場合には、102条2項の適用が認められると解すべきである。本事例では、特許権者である原告が、日本国内で2条3項の「実施」行為を直接実施していることは102条2項適用の要件ではない、という文脈でこの判断が述べられた。
- 本判決は、原告はコンビ社を通じて本件発明実施品を日本国内で販売していたと評価して、「侵害者による特許権侵害行為がなかったならば利益が得られたであろうという事情」があると判断し、102条2項を適用した。
- 本判決は、日本で特許発明実施品の販売により利益を得ていたのはコンビ社であることを理由とする推定覆滅を否定した。本判決は推定覆滅を全く認めなかった。

※ 一審判決は、原告が自ら本件発明を実施していないことを理由に102条2項の適用を否定した。

## 【コメント】

- ◆ 本来の原告の逸失利益は、特許権侵害行為がなければ原告がコンビ社への輸出・販売によって得ていたはずの利益である。原告とコンビ社が互いに独立した企業であることを考慮すると、原告がコンビ社の逸失利益も取得することになってよいのか疑問がある。
- ◆ 同時にコンビ社も独占的通常実施権に基づいて損害賠償請求をした場合には、不真正連帯債権になると思われる。被告が原告とコンビ社のそれぞれに同一の損害を二重払いしなければならないという結論は不当である。
- ◆ コンビ社が原告に対し最低数量販売義務を負っており、原告からコンビ社への特許発明実施品の販売数量が侵害により影響を受けなかった（コンビ社が在庫を抱えることになった）場合には、原告の逸失利益はないのではないか？

## 【コメントの続き】

- 本判決により、特許権行使者が特許発明を実施していることが102条2項適用の必須要件ではないことが明らかにされた。
- 「侵害者による特許権侵害行為がなかったならば利益が得られたであろうという事情が存在する」との要件は、102条2項の適用要件として定着した。
- 椅子式マッサージ機事件知財高裁判決で、権利行使者による市場競合品の販売が「侵害者による特許権侵害行為がなかったならば利益が得られたであろうという事情」に該当することが明らかにされた。
- 当該判断は事例判断であり、他の事例では、海外から国内販売代理店に特許発明実施品を供給している特許権者が権利行使しても102条2項の適用が認められないかもしれない。

# 知財高裁平成25年2月1日特別部判決<ごみ貯蔵機器事件>

「上記認定事実によれば、原告は、コンビ社との間で本件販売店契約を締結し、これに基づき、コンビ社を日本国内における原告製品の販売店とし、コンビ社に対し、英国で製造した本件発明1に係る原告製カセットを販売（輸出）していること、コンビ社は、上記原告製カセットを、日本国内において、一般消費者に対し、販売していること、もって、原告は、コンビ社を通じて原告製カセットを日本国内において販売しているといえること、被告は、イ号物件を日本国内に輸入し、販売することにより、コンビ社のみならず原告ともごみ貯蔵カセットに係る日本国内の市場において競業関係にあること、被告の侵害行為（イ号物件の販売）により、原告製カセットの日本国内での売上げが減少していることが認められる。

以上の事実経緯に照らすならば、原告には、被告の侵害行為がなかったならば、利益が得られたであろうという事情が認められるから、原告の損害額の算定につき、特許法102条2項の適用が排除される理由はないというべきである。」

「被告は、以下の（ア）ないし（ウ）の点を根拠として、原告には逸失利益が発生していないか、又は特許法102条2項による推定が覆滅されるべきであると主張する。しかし、被告の主張は、以下のとおり採用することができない。

（ア） まず、被告は、日本国内において原告製品を販売して利益を得ているのは、コンビ社であって原告ではない、また、原告とコンビ社間には、強制的な最低購入量の定めや最低購入量不達成時の経済的な補填の定めがあり、原告には損害が生じないから、原告の損害賠償請求は失当であると主張する。

しかし、被告の上記主張は、以下のとおり採用できない。

すなわち、上記のとおり、原告は、コンビ社との間で本件販売店契約を締結し、これに基づき、コンビ社を日本国内における原告製品の販売店とし、コンビ社に対し、英国で製造した本件発明1に係る原告製カセットを販売（輸出）していること、コンビ社は、上記原告製カセットを、日本国内において、一般消費者に対し、販売していること、もって、原告は、コンビ社を通じて原告製カセットを日本国内において販売しているといえることからすれば、日本国内において、原告製品の販売から利益を得ているのは、コンビ社のみであるとはいえない。また、原告とコンビ社間に、強制的な最低購入量の定めや最低購入量不達成時の経済的な補填の定めがあると認めるに足りる証拠は存在しない。

のみならず、本件において、被告は、原告製カセットの販売におけるコンビ社の利益額等について具体的な主張立証をしていないことなどに照らすと、コンビ社が原告製カセットの販売をしていることをもって、上記推定の覆滅を認めることはできない。」

# 知財高裁令和4年4月20日判決＜骨折固定システム事件＞～特許管理会社のみが特許権を行使した場合における102条2項の適用

## 【裁判所の判断】

- 裁判所は、「Zimmer Inc.の管理及び指示の下でグループ全体として本件特許権を利用した事業を遂行していると評価することができる。」と述べ、ZBグループ全体について「侵害者による特許権侵害行為がなかったならば利益が得られたであろうという事情」（二酸化炭素含有粘性組成物事件知財高裁判決、ごみ貯蔵機器事件知財高裁判決）が存在すると認定して、102条2項の適用を認めた。

## 【コメント】

- 特許権者と競合品販売者が別法人であっても、資本関係が強固であり、かつ一体的な経営がなされていれば、実質的に同一の企業体とみなされる確率が高いと思われる。
- 持株会社が特許権者・原告、訴外事業会社が競合品販売者である場合には、持株会社が事業会社の収益の最終的な帰属先であるため、102条1項／2項を適用するのが妥当である。
- 知財高裁令和6年7月4日判決（金融商品取引管理装置事件）は、完全親会社である原告・特許権者は特許発明を実施する法律上の資格がなく、専ら完全子会社が特許発明を実施していた事例において、原告グループ全体で特許発明を実施しており、原告グループ全体について「侵害者による特許権侵害行為がなかったならば利益が得られたであろうという事情」（二酸化炭素含有粘性組成物事件知財高裁判決、ごみ貯蔵機器事件知財高裁判決）が存在する旨判断し、102条2項の適用を認めた。

# 知財高裁令和4年4月20日判決＜骨折固定システム事件＞～特許管理会社のみが特許権を行使した場合における102条2項の適用

## 【裁判所の判断】

- 裁判所は、「Zimmer Inc.の管理及び指示の下でグループ全体として本件特許権を利用した事業を遂行していると評価することができる。」と述べ、ZBグループ全体について「侵害者による特許権侵害行為がなかったならば利益が得られたであろうという事情」（二酸化炭素含有粘性組成物事件知財高裁判決、ごみ貯蔵機器事件知財高裁判決）が存在すると認定して、102条2項の適用を認めた。

## 【コメント】

- 特許権者と競合品販売者が別法人であっても、資本関係が強固であり、かつ一体的な経営がなされていれば、実質的に同一の企業体とみなされる確率が高いと思われる。
- 持株会社が特許権者・原告、訴外事業会社が競合品販売者である場合には、持株会社が事業会社の収益の最終的な帰属先であるため、102条1項／2項を適用するのが妥当である。
- 知財高裁令和6年7月4日判決（金融商品取引管理装置事件）は、完全親会社である原告・特許権者は特許発明を実施する法律上の資格がなく、専ら完全子会社が特許発明を実施していた事例において、原告グループ全体で特許発明を実施しており、原告グループ全体について「侵害者による特許権侵害行為がなかったならば利益が得られたであろうという事情」（二酸化炭素含有粘性組成物事件知財高裁判決、ごみ貯蔵機器事件知財高裁判決）が存在する旨判断し、102条2項の適用を認めた。